

# 投資信託説明書(交付目論見書)

2016年8月17日

## トルコ・ボンド・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



### 大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]  
大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |              |        |               |       |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|--------------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年12回<br>(毎月) | 欧州     | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 委託会社名                  | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 設立年月日                  | 1959年12月12日    |
| 資本金                    | 151億74百万円      |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 14兆3,330億22百万円 |
|                        | (平成28年5月末現在)   |

- 本文書により行なう「トルコ・ボンド・オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月18日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

# ファンドの目的・特色

## ■ファンドの目的

- トルコ・リラ建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

## ■ファンドの特色



### 1 トルコ・リラ建債券に投資します。

投資にあたっては、以下の方針を基本とします。

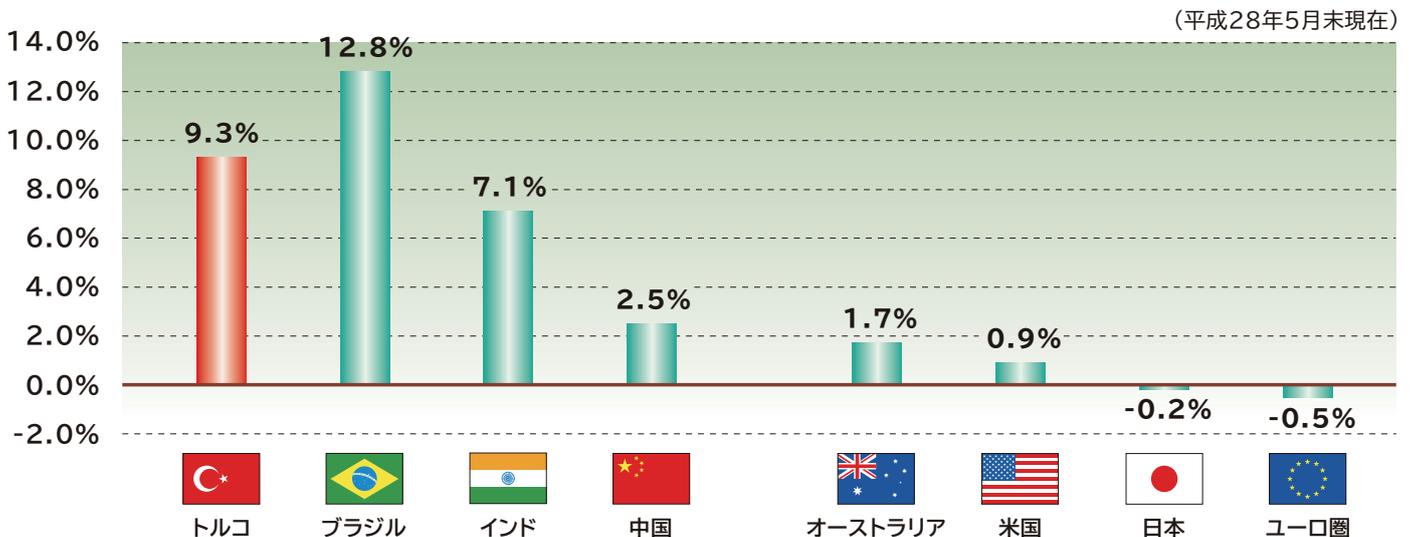
- ◆投資対象は、トルコの政府および政府関係機関ならびに国際機関等が発行する債券とします。
- ◆金利や物価の動向、経済情勢や市場環境等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

### トルコについて

|    |                 |      |                           |
|----|-----------------|------|---------------------------|
| 国名 | トルコ共和国          | 主要産業 | サービス業（運輸業、卸・小売業、不動産業等）、工業 |
| 人口 | 約7,900万人（2015年） |      |                           |
| 首都 | アンカラ            |      |                           |
| 言語 | トルコ語            |      |                           |
| 通貨 | トルコ・リラ          |      |                           |

（出所）国際連合、外務省、日本貿易振興機構（ジェトロ）、トルコ統計局

### 各国の国債利回り（残存期間2年程度の国債利回り）



（出所）ブルームバーグ

- ※外貨建資産には為替変動リスクがあります。表示の利回りは税引前です。
- ※2年国債で運用することを示唆するものではありません。
- ※当ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆するものではありません。
- ※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ※ユーロ圏はドイツ国債の利回りを使用しています。

# ファンドの目的・特色

◆債券の運用の一部は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドが行ないます。

マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

## 〈ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドについて〉

- ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（所在地：英国 ロンドン）は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ヨーロッパの株式（ロシア、東欧等のエマージング市場を含みます。）・債券（事業債やエマージング債券を含みます。）に投資するファンドや外貨MMFの運用・調査業務などを行なっています。

◆外貨建資産の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

## 2

毎月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

#### 収益分配のイメージ



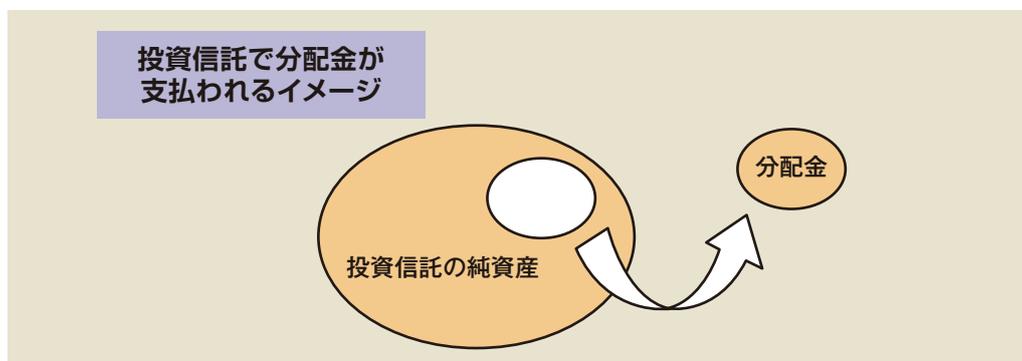
- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

#### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## [収益分配金に関する留意事項]

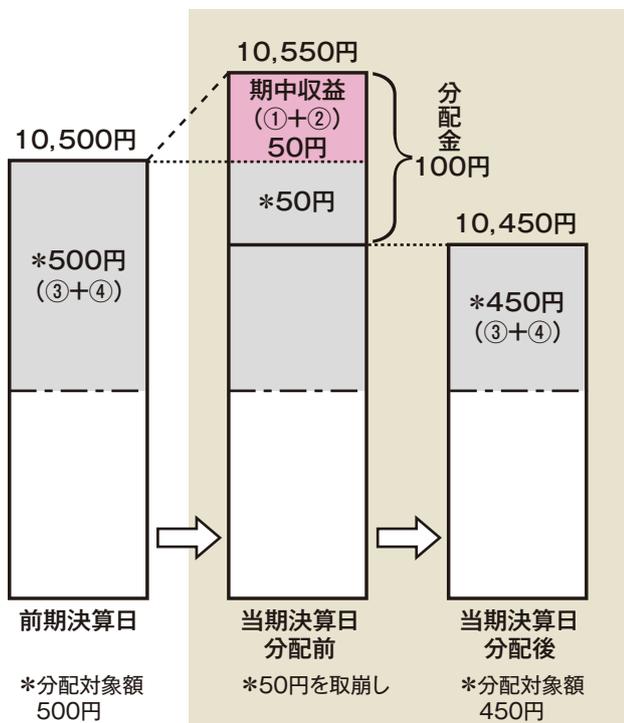
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



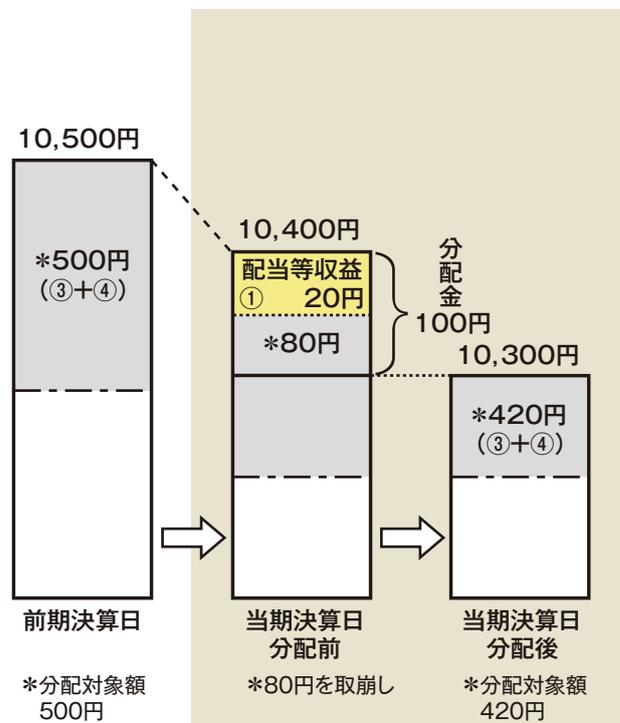
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

#### 公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

#### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

#### そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ■トルコ市場における債券投資に関する留意点

- ◆トルコ共和国における宗教上の休日の時期にあたる場合、10日間（休業日を含みます。）以上にわたり当ファンドの購入・換金のお申込みができない日が続く場合があります。申込受付中止日は、「お申込みメモ」をご参照下さい。

## ■その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

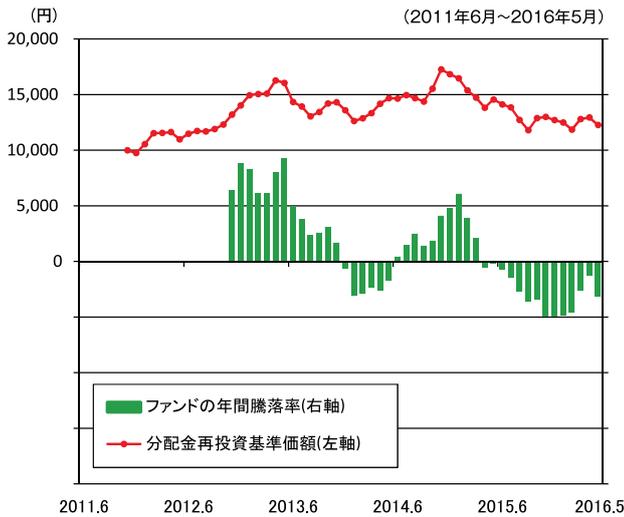
## ■リスクの管理体制

- ◆委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

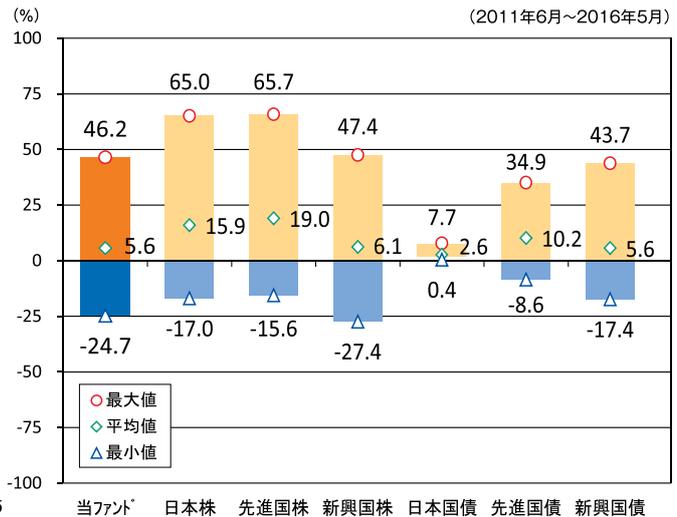
## 参考情報

- ◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。  
 ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。  
 ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。  
 ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。  
 ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 運用実績

2016年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 5,506円 |
| 純資産総額 | 195億円  |

### 基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド   |
|------|--------|
| 1カ月間 | -5.2%  |
| 3カ月間 | 3.5%   |
| 6カ月間 | -5.6%  |
| 1年間  | -15.8% |
| 3年間  | -23.6% |
| 5年間  | -      |
| 設定来  | 22.7%  |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。  
 ※当ファンドは、2012年3月5日に9対10の受益権の分割(9口を10口に分割)を行なっています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,080円 設定来分配金合計額: 6,440円

| 決算期 | 第42期  | 第43期  | 第44期  | 第45期  | 第46期   | 第47期   | 第48期   | 第49期  | 第50期  | 第51期  | 第52期  | 第53期  |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 15年6月 | 15年7月 | 15年8月 | 15年9月 | 15年10月 | 15年11月 | 15年12月 | 16年1月 | 16年2月 | 16年3月 | 16年4月 | 16年5月 |
| 分配金 | 90円   | 90円   | 90円   | 90円   | 90円    | 90円    | 90円    | 90円   | 90円   | 90円   | 90円   | 90円   |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。  
 ※当ファンドは分割を行なっていますが、分割前には分配を行なっていない。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       | 銘柄数 | 比率     | 通貨別構成  | 比率     | 債券ポートフォリオ特性値 | 組入上位10銘柄               | 償還日                      | 比率         |       |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------------|------------------------|--------------------------|------------|-------|
| 外国債券        | 17  | 96.0%  | トルコ・リラ | 99.5%  | 直接利回り(%)     | Turkey Government Bond | 2025/03/12               | 13.4%      |       |
|             |     |        | 日本円    | 0.5%   | 最終利回り(%)     | Turkey Government Bond | 2019/03/27               | 11.2%      |       |
| コール・ローン、その他 |     | 4.0%   |        |        | 修正デュレーション    | Turkey Government Bond | 2022/09/14               | 8.9%       |       |
| 合計          | 17  | 100.0% |        |        | 残存年数         | Turkey Government Bond | 2023/09/27               | 8.0%       |       |
| 債券種別構成      |     | 比率     |        |        | 格付別構成        | 比率                     | Turkey Government Bond   | 2018/11/14 | 7.9%  |
| 国債          |     | 86.8%  |        |        | AAA          | 9.5%                   | Turkey Government Bond   | 2022/01/12 | 7.7%  |
| 国際機関債       |     | 9.1%   |        |        | AA           | -                      | Turkey Government Bond   | 2024/07/24 | 7.3%  |
|             |     |        |        |        | A            | -                      | EUROPEAN INVESTMENT BANK | 2016/07/05 | 6.7%  |
|             |     |        |        |        | BBB          | 90.5%                  | Turkey Government Bond   | 2024/03/20 | 5.0%  |
|             |     |        |        |        | BB           | -                      | Turkey Government Bond   | 2016/11/16 | 4.8%  |
| 合計          |     | 96.0%  | 合計     | 100.0% | 合計           | 100.0%                 | 合計                       |            | 80.8% |

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2011年は設定日(11月30日)から年末、2016年は5月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

|                    |  |
|--------------------|--|
| 購入単位               | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位  |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。  |
| 換金単位               | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位   |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。  |
| 申込受付中止日            | ①イスタンブール証券取引所、トルコの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日<br>②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。  |
| 申込締切時間             | 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したものの)   |
| 購入の申込期間            | 平成28年2月18日から平成29年2月15日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)   |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。                                       |
| 信託期間               | 平成23年11月30日から平成33年11月22日まで<br>受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。   |
| 繰上償還               | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                |
| 決算日                | 毎月22日(休業日の場合翌営業日)  |
| 収益分配               | 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。  |
| 信託金の限度額            | 3,000億円  |
| 公 告                | 電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 〕に掲載します。   |
| 運用報告書              | 毎年5月および11月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。   |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※平成28年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ■ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                       | 費用の内容                                  |
|---------|---|--|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.24% (税抜3.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                    | —                                      |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                        | 料率等                            | 費用の内容  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
|------------------------|--------------------------------|--|---------|------|-----------------------------|------|------------|------------------------------|---------|---------|----------------------|---------|------------------------|---------|-------------|---------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)       | <b>年率1.4472%<br/>(税抜1.34%)</b> | 運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 委託会社                   | 配分については、<br>下記参照               | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。   |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 販売会社                   |                                | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。   |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 受託会社                   |                                | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。   |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
|                        | <運用管理費用の配分><br>(税抜) (注1)       | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社<br/>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td rowspan="4">販売会社および<br/>受託会社への<br/>配分を除いた額</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="4">年率0.04%</td> </tr> <tr> <td>100億円超<br/>500億円以下の部分</td> <td>年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>500億円超<br/>1,000億円以下の部分</td> <td>年率0.80%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>年率0.85%</td> </tr> </tbody> </table> |         | 委託会社 | 販売会社<br>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて) | 受託会社 | 100億円以下の部分 | 販売会社および<br>受託会社への<br>配分を除いた額 | 年率0.70% | 年率0.04% | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 年率0.75% | 500億円超<br>1,000億円以下の部分 | 年率0.80% | 1,000億円超の部分 | 年率0.85% |
|                        | 委託会社                           | 販売会社<br>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて)  | 受託会社    |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 100億円以下の部分             | 販売会社および<br>受託会社への<br>配分を除いた額   | 年率0.70%  | 年率0.04% |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 100億円超<br>500億円以下の部分   |                                | 年率0.75%  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 500億円超<br>1,000億円以下の部分 |                                | 年率0.80%  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| 1,000億円超の部分            |                                | 年率0.85%  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |
| その他の費用・<br>手数料         | (注2)                           | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。  |         |      |                             |      |            |                              |         |         |                      |         |                        |         |             |         |

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | <b>配当所得として課税</b> <sup>(注)</sup><br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | <b>譲渡所得として課税</b> <sup>(注)</sup><br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

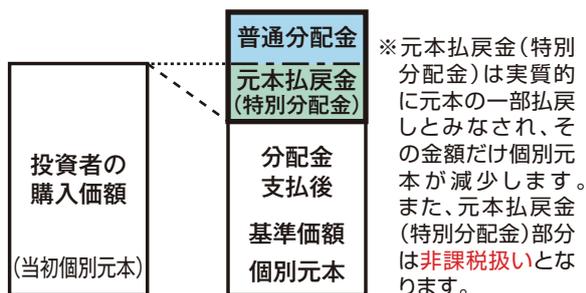
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成28年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

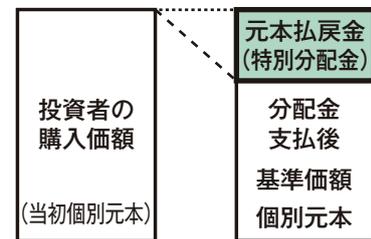
※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



## (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。





大和投資信託

Daiwa Asset Management